

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年1月31日

日本下水道事業団
契約職 経営企画部長
笠谷 雅也

1. 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度 湯島台ビル3階レイアウト変更業務
- (2) 業務場所 日本下水道事業団（湯島台ビル3階）
- (3) 業務内容 本業務は、本社湯島台ビル3階におけるフロア内のレイアウト変更のため、ワークブース等の新規什器の購入・設置、間仕切り工事、既存什器の移動・設置及び不用品の搬出・廃棄等を行わせるものである。
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
- (5) その他 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

本業務に係る競争に参加するのに必要な資格を有する者とは、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、契約職による本業務に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 物品購入等競争参加者の選定等に関する達（平成7年12月4日付達第23号。以下「達」という。）第2条第1号から第6号までの規定に該当しない者であること。
- (2) 日本下水道事業団（以下「事業団」という。）において、達に基づく令和4・5・6年度一般競争参加資格の認定（業種区分の「事務用品、事務機器類（OA機器を含む。）、家具類（物品等の販売又は製造）」（A又はB等級）を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
入札公告時において当該資格の認定を受けていない者については、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 関東地方（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）内に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (5) 事業団から「工事請負契約等に係る指名停止等取扱要領」（昭和59年7月2日付経契発第13号。）に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。

(6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3. 入札手続等

(1) 担当部署

〒113-0034 東京都文京区湯島二丁目31番27号 湯島台ビル7階

日本下水道事業団 経営企画部 会計課 辻村、須藤

電話 03-6892-2008 F A X 03-5805-1804

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

①期 間：令和7年1月31日（金）から令和7年2月7日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午前12時まで及び午後1時から午後4時まで。

②場 所：上記(1)に同じ

③方 法：交付費用は無料とする。

(3) 申請書及び資料の提出期間等

①提出期間：令和7年1月31日（金）から令和7年2月7日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午前12時まで及び午後1時から午後4時まで。

②提出場所：上記(1)に同じ

③提出方法：提出場所へ持参又は郵送により提出することとし、ファックスによるものは受け付けない。

(4) 入札方法並びに入札の日時及び場所

①入札方法：入札書は持参すること。郵送及びファックスによるものは受け付けない。

②入札日時：令和7年2月20日（木） 13時00分

③入札場所：日本下水道事業団本社

(5) 入札執行回数

入札執行回数は、2回とする。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

(7) 詳細は入札説明書による。